

[別紙 1]

随意契約理由書

神戸市

件名	玉津処理場 3・4号汚水ポンプVVVF盤改修
契約の相手方	菱井商事株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>今回改修を行う3・4号汚水ポンプVVVF盤は、処理場に流入してきた汚水を流入量に応じてポンプ能力を調整し流入側で汚水をあふれさせないようにする装置であり、もし機能不全が発生した場合、市民生活に重大な影響を与えることになる。</p> <p>本改修は、主要部品である回転数制御装置(VVVF装置)の長期間の使用により劣化した周辺部品の取替を行い、今後の安定的な運転を図るものである。</p> <p>今回改修を行う3・4号汚水ポンプVVVF盤は、三菱電機株式会社で製造・据付され、会社独自の技術で設計・製作されたものであり、他社が内部構造を理解して本改修作業を行うことは不可能である。</p> <p>なお、稼働率が高いことから本業務による設備停止は短期間で迅速かつ確実な改修を行う必要があるため、機器や現場の内容を熟知していること。また、改修後における技術的な責任の所在を明確にするには、製造会社に請け負わせなければならない。</p> <p>上記業者は、製造業者である三菱電機株式会社の下水道プラント設備部門の点検・補修を行う神戸地域唯一の業者であり、本改修は上記業者しか履行できない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター西神施設課施設係 (電話番号 078-927-5078)